



副業・兼業を認める、受け入れる上での注意事項

政府主導で副業・兼業を容認する風潮が高まっており、経団連が令和4年夏に実施したアンケートでは副業・兼業することを認めている（または認める予定）という回答が企業全体で7割超という結果になっています。社員様からの副業・兼業の申出は今後ますます増加することが予想されます。副業・兼業を認める場合、または受け入れる場合の注意事項を、4つの視点からお伝えします。

労働時間管理 両事業所において労働者であり、労働時間規制の適用を受ける場合は他方の就労時間を加味し、時間外労働に係る割増賃金の支払いが余分に発生する可能性がある。また、他方も含めた時間外労働・休日労働の合計が単月100時間または複数月平均が80時間以内になるよう管理しなければならない。

所得税計算 どちらか一方の事業所(メイン事業所)が労働者から「扶養控除等申告書」の提出を受け、甲欄で源泉所得税の控除を行い、他方の事業所では乙欄で源泉所得税の控除を行う。年末調整は甲欄の事業所でのみ行い、労働者は乙欄の事業所における給与所得が20万円を超えると、確定申告を行う必要がある。

健康保険・厚生年金 各事業所において、個別に加入要件を満たすか確認する。複数の事業所で要件を満たせば、それぞれで加入する必要があるため、2ヶ所以上の事業所で加入するケースもある。2ヶ所以上で加入する場合、標準報酬月額を、各事業所の報酬を合算した額を参照し、発生する保険料は報酬に応じて各事業所で按分し徴収・負担する。

雇用保険・労災保険 雇用保険は複数事業所で加入要件を満たした場合、賃金額の最も多い事業所でのみ加入し、その他の事業所では加入しない。労災保険は、全事業所で加入となる。労災保険の休業補償給付の給付額は、労災要因となった事業所における賃金に基づいて計算されるルールであったが、令和2年9月以降、全ての事業所の賃金を合算して計算されるようになった。

※社会保険の適用拡大に伴い、2ヶ所加入する労働者も今後増えていくことが予想されます

来月号では、労働時間管理の具体的なルールについて解説します。

その他ピックアップ

●賃金のデジタル支払い 労働法施行規則の改正へ

11月28日、賃金のデジタル支払いに関連して、労働基準法の施行規則を改正する省令が交付された(令和5年4月改正)。改正される施行規則の内容は、事前に公開されていた情報に相違ない形で制定されている。なお、デジタル払いは企業に強制されるものでなく、労働者の同意を得ることで導入しても良いという位置づけとなる。

●時間外労働60時間超 割増賃金率の引き上げ(施行迫る)

平成22年以降、大企業には月あたり60時間超の時間外労働に対して割増率50%での賃金支払いが義務付けられてきた一方、中小企業には猶予措置が設けられていたが、令和5年4月以降には猶予措置が終了となり、すべての企業に当該割増率が義務付けられる。なお、月60時間超の割増率(50%)と、通常の時間外労働の割増率(25%)の差額部分に関しては、賃金の代わりとして代替休暇を付与することも認められている。

●協会けんぽ 給付関係申請書の新様式を公開

協会けんぽに傷病手当金や出産手当金等をはじめとした各種給付の請求に用いる申請様式が、令和5年1月から変更となることが以前から公表されており、今回、その申請様式が公開された。新様式は、より迅速に、正確に事務処理を進めることを目的とし、記入式を選択式に変更するなどの工夫がなされている。旧様式も当面は利用できるが、処理に通常より時間を要する可能性があることが注意喚起されている。詳細⇒ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/honbu/g2/20220901leaflet.pdf>

●パートの社会保険加入 企業の規模要件を撤廃(政府検討)

11月11日に開かれた全世代型社会保障構築会議において、被用者保険、厚生年金に加入できるパートやアルバイトの対象拡大が提起された。令和6年10月には法人の従業員規模を51人以上まで引き下げると既に決まっているが、会議ではさらに企業規模の要件撤廃の早急な実現を求められ、ひいては週20時間未満の労働者への適用拡大も具体策の検討が要請された。

えがお式人事制度のご案内

コンセプト 「人事制度をもっと身近に、シンプルに」
「そして自社人事機能の自律へ」

貴社人事制度の運用状況はいかがですか？
弊社では「えがお式人事制度」という独自の考え方を展開中です！

- ① キーワード①:「小さく生んで大きく育てる」
- ② キーワード②:「ジョブ型」と「同一労働同一賃金」
- ③ 何より重要なのは、「運用のしやすさ」です

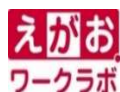
せっかく人事制度を導入したのにいつの間にかうまく機能していないということはありませんか？是非、弊社にご相談ください！！

★ただいま無料相談実施中★ お気軽にご連絡ください
お問合せ先: info@egaoworklabo.or.jp (えがお事務局)

今月の無料相談会

開催	日時・場所	備考
京都	日時: 12/8(木) 13:00 - 17:00 場所: 京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	※京都会場 次回1月の開催予定は1/12(木)13:00-17:00です。 ※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(BIZ NEXT受付へ)
大阪	日時: 12/9(金) 13:00 - 15:00 場所: グランフロント大阪 北館7階「ナレッジサロン」プロジェクトルーム E	※大阪会場 次回1月の開催予定は1/13(金)13:00-15:00です。 ※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(ナレッジサロン受付へ)
東京	日時: 12/15(木)10:00 - 17:00 場所: ビジネスエアポート東京	※要予約になります。事前に下記問合せ先までご連絡下さい。
お問合せ先	info@egaoworklabo.or.jp (えがお事務局) ※京都・大阪会場はご予約不要ですが、ご予約頂いた方優先になりますのでご了承ください	

～発行元～



一般社団法人えがお・ワークラボ

代表理事 上田 恭子

(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ:社労士5名、行政書士1名、職員11名>

【本店】〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町93 KRP4号館3階

TEL: (075) 352-2848 FAX: (075) 320-3689

【支店】 東京オフィス、新大阪オフィス、松山オフィス

【HP】 <https://egaoworklabo.or.jp/>

【お問合せ先】 info@egaoworklabo.or.jp (えがお事務局)